



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 i s p a c e
代 表 者 名 代 表 取 締 役 CEO 袴 田 武 史
(コード：9348 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 野 崎 順 平
(TEL. 03-6277-6451)

第 14 回乃至第 17 回新株予約権の 行使価額の調整及び資金使途の変更に関するお知らせ

2025 年 10 月 6 日付の当社取締役会において決議いたしました公募及び第三者割当による新株式発行（以下「本件公募増資等」という。）に係る払込金額が本日付で決定されたことに伴い、下記のとおり、2024 年 10 月 28 日、2024 年 12 月 3 日、2025 年 1 月 29 日及び 2025 年 3 月 26 日付で第三者割当により CVI Investments, Inc. に対してそれぞれ発行いたしました第 14 回乃至第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の行使価額が、本件公募増資等に係る払込期日（2025 年 10 月 21 日）以降、それぞれ調整されますので、お知らせいたします。

また、当該調整に伴い、2024 年 10 月 11 日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」、2024 年 11 月 18 日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第 2 回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」、2025 年 1 月 14 日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第 3 回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2025 年 3 月 11 日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第 4 回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」と総称します。）において開示いたしました本新株予約権に係る資金使途を下記のとおり変更することを決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

加えて、本件公募増資等に伴い、当社がストックオプションとして発行した新株予約権の行使価額についても調整される見込みです。詳細については精査中ですが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

なお、本公募増資等の詳細につきましては、2025 年 10 月 6 日付「公募及び第三者割当による新株式発行並びにオーバーアロットメントによる株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 行使価額の調整

(1) 調整前行使価額及び調整後行使価額

決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
2024 年 10 月 11 日 (第 14 回新株予約権)	802 円	443.04 円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2024 年 11 月 18 日 (第 15 回新株予約権)	729 円	443.04 円
2025 年 1 月 14 日 (第 16 回新株予約権)	1,070 円	443.04 円
2025 年 3 月 11 日 (第 17 回新株予約権)	785 円	443.04 円

(2) 適用日

2025 年 10 月 21 日以降

(3) 調整事由

2025 年 10 月 6 日付の取締役会において決議された本件公募増資等が、本新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める新株式発行等に該当するため。

2. 資金使途の変更

本新株予約権の行使価額の調整に伴い、調達資金の額が当初予定額から変更されることとなりましたので、本件プレスリリースにおいて開示いたしました資金使途の金額を変更することといたしました。

具体的には、本件プレスリリースにおいては、本新株予約権の発行（調達資金の総額 9,420 百万円）に関する資金使途として、「①補助金支給の対象外となるミッション 4 の開発資金（ミッション 4 に係る打上げサービスの一部購入代金及び間接費用）」（金額 8,602 百万円。支出予定時期：2024 年 10 月～2027 年 10 月）及び②「ミッション 5 の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金」（金額 818 百万円。支出予定時期：2024 年 10 月～2026 年 3 月としておりましたが、本新株予約権の行使価額の調整に伴い、調達金額の総額が 4,982,312,500 円に減少することになりました。このため、当社は、当該減少後の調達資金は、上記「②ミッション 5 の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金」及びミッション 5 以降のミッション研究開発資金並びにその他運転資金に充当することとし（支出予定時期：2025 年 10 月～2030 年 3 月）、上記「① 補助金支給の対象外となるミッション 4 の開発資金（ミッション 4 に係る打上げサービスの一部購入代金及び間接費用）」に必要な資金は本件公募増資等による手取金で調達する予定です。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。